

意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
1. 項目	ICT 利用サービスにおける著作物の利用制限の見直し
2. 既存の制度・規制等によって ICT 利活用が阻害されている事例・状況	<ul style="list-style-type: none"> ・わが国の著作権法では、公正な利用については一定の範囲で著作権の行使が制限されており、著作権者の許諾なしに利用できることとされています。 ・しかしながら、米国等の著作権法とは異なり、著作権を制限するケースを個別具体的に列挙する方式（限定列挙方式）を採っていることから、必ずしも著作権者の利益を不当に害しないと考えられる場合であっても、著作権法を形式的に適用すると著作権侵害となり得ます。 ・そのため、企業における ICT を活用した革新的サービスの創出にあたり、著作権侵害のおそれを回避するために、過剰な萎縮が生じています。 ・デジタル技術や情報技術の発達に伴い、著作物の利用形態が急速に多様化している中、限定列挙方式では、事後的に個別の権利制限規定を追加するほかなく、タイムリーに対応できない。結果、わが国の情報技術産業の国際競争力を阻害する要因の一つになっているものと考えます。
3. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・著作権法（30 条～47 条の 9） 著作権を制限する行為について、限定的に列挙されている。
4. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<ul style="list-style-type: none"> ・技術の進歩や新たなビジネスモデルの出現に対し、柔軟かつ迅速に対応できる法制度とするため、著作権者の利益を不当に害しない公正な利用であれば、包括的に著作権者の許諾なしに著作物を利用できるようにする権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）の導入をしていただきたい。 ※「フェアユース」とは： 著作権者に無断で著作物を利用しても、著作権者の正当な利益を不当に害しないと考えられる公正な利用に該当するものであれば、その利用行為は著作権を侵害しないとする法理。米国の著作権法（107 条）などで採用されている。